市会運営委員会 委員長 北川 明 様

京都市会改革検討小委員会 小委員長 北川 明

京都市会改革検討小委員会報告書

この度,京都市会改革検討小委員会では,今後取り組むべき市会改革の内容を,次のとおりまとめましたので,報告致します。

| 項目 | 改 革 内 容 | 備考 |
|----------------|---------------------------|-------------|
| 議決権の強化 | | |
| 地方自治法第 96 条第 2 | 地方自治法第2条第4項に基づき議決を | 2月17日の中間報告書 |
| 項に基づく議決事件の | 経て策定する基本構想の具体化のために全 | で報告済み。 |
| 追加 | 市的観点から取り組む主要な政策を総合的 | |
| | かつ体系的に定める基本計画の策定等 ,及び | |
| | 姉妹都市提携について,新たに条例を制定 | |
| | し,議決事件に追加することにより,執行機 | |
| | 関に対する市会の関与を強める。 | |
| 契約に係る議決対象範 | 議会の議決に付すべき工事契約等の対象 | 2月17日の中間報告書 |
| 囲の拡大 | を ,予定価格 1 件につき 5 億円以上のものか | で報告済み。 |
| | ら 4 億円以上のものに拡大し ,市会の関与を | |
| | 強める。 | |
| 議会運営のルールづくり | | |
| 政策に係る議員提出議 | 政策に係る条例提案 ,議員の政策立案を推 | 2月17日の中間報告書 |
| 案に関するルールづく | 進するため,申合せを行い,積極的な提案と | で報告済み。 |
| ı) | 円滑な調整を図る。 | |
| 議事進行発言のルール | テレビ中継を行っている本会議における | 2月17日の中間報告書 |
| 化 | 議事進行発言は ,その日の質問及び答弁すべ | で報告済み。 |
| | ての終了後に行うことを申し合わせる。 | |

| 委員会の公開の推進 | | | |
|--------------|------------------------|--------------|--|
| 常任委員会のモニター | 正副委員長互選、討論結了の委員会等を除 | 2月 17 日の中間報告 | |
| テレビによる放映 | き ,常任委員会の審議状況をモニターテレビ | 書で報告済み。 | |
| | 放映することにより,市民に公開する。 | | |
| 市長総括質疑のインタ | 予算・決算特別委員会の総括質疑につい | 2月 17 日の中間報告 | |
| ーネットを通じた公開 | て,京都市会のホームページ上で,生中継及 | 書で報告済み。 | |
| | び録画中継を実施する。 | | |
| 政務調査費の公開 | | | |
| 政務調査費の公開 | 会派分,個人分共に , 1件5万円以上の支 | 1月 14 日の中間報告 | |
| | 出(事務所費,人件費を除く)を対象として, | 書で報告済み。 | |
| | 領収書等の証拠書類の提出を新たに義務付 | | |
| | け,政務調査費の使途の透明化を図る。 | | |
| | 使途項目を見直し ,「会議費」及び「印刷 | 2月 17 日の中間報告 | |
| | 費」を「会議費」,「広報費」,「資料作成費」 | 書で報告済み。 | |
| | とし ,「図書等購入費」を「資料購入費」と | | |
| | する。 | | |
| | 収支報告書の様式を見直し ,政務調査費の | | |
| | 支出の主な実績 ,内容を記載する欄を新たに | | |
| | 設け ,政務調査費の使途の一層の透明化を図 | | |
| | వ . | | |
| 議員処遇の見直し | | | |
| 退職議員処遇の見直し | 議員在職年数に応じ支給されている ,市バ | 1月 14 日の中間報告 | |
| | ス回数券,市バス・地下鉄特別乗車券,タク | 書で報告済み。 | |
| | シープリペイドカードの廃止を市長に申し | 1月 19 日に市長に申 | |
| | 入れる。 | し入れ済み。 | |
| | 美術館等の優待も廃止するよう市長に申 | | |
| | し入れる。 | | |
| 有功者表彰の見直しの | 表彰は10年及び20年のみとするよう市長 | | |
| 要請 | に申し入れる。 | | |
| 市バス・地下鉄特別乗車 | 廃止するよう市長に申し入れる。 | | |
| 券交付の廃止の要請 | | | |
| 美術館等の入場券の配 | 廃止するよう市長に申し入れる。 | | |
| 付の廃止の要請 | | | |
| 費用弁償の見直し | 10,000 円に引き下げる。 | 1月 14 日の中間報告 | |
| | | 書で報告済み。 | |
| その他 | | | |
| 海外行政調査の見直し | 旅費支給限度額は議員一人につき 100 万 | 1月 14 日の中間報告 | |
| • | 派員文庫成及時間の議員 人にって 100 万 | | |